

日の出町技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成21年6月(改正)

地方公共団体の技能労務職員の給与等については、民間の同種の職種に従事するものとの均衡に留意しながら適正な給与制度としなければなりません。日の出町では、町民の理解と納得が得られるよう、技能労務職員の給与等の現状、見直しに向けた基本的考え方、具体的な取組内容等を明示した取組方針を策定しましたので、これを公表します。

1 現状

(1) 技能労務職の初任給(平成20年4月1日現在)

高校卒：136,992円

(2) 技能労務職の平均年齢・平均給与・平均給料(平成20年4月1日現在)

	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
日の出町	41.3歳	300,075円	364,655円
東京都	46.7歳	322,550円	424,491円

平均給与とは給料のほか、扶養手当、地域手当、住居手当など、月ごとに支給することとなっている全ての諸手当を含んだ額です。

(3) その他給与に関する事項

4級制の行政職給料表(2)を適用(東京都準拠)

手当

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当をそれぞれ該当者に支給しています。

昇給基準

原則として12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、4号給上位の号給に昇給します。

2 基本的な考え方

技能労務職員については、退職不補充を基本として定員削減を継続していきます。給与面に関しては、東京都に準拠して、引き続き適正な給与及び制度運用となるように努めます。また、事業の内容等を精査し、町民の安全等に十分に配慮しつつ、民間に委託することで実効性が上がると判断できる業務については、積極的に移行します。

3 具体的な取組内容

(1) 給与水準適正化の取組

- 東京都行政職俸給表（二）へ移行（平成 19 年 1 月 1 日）
- 給料月額 の 4 % カットの 実施（平成 19 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日）
- 昇給の標準号給数を 4 号から 1 号へ抑制（平成 20 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日）
- 55 歳昇給抑制措置（平成 20 年 4 月 1 日）[58 歳昇給抑制措置（平成 18 年 4 月 1 日）]
- 特殊勤務手当の全部廃止（平成 20 年 4 月 1 日）

(2) 技能労務職員の活用と育成

技能労務職員においても、日の出町職員としての意識や質の向上を求めているかなければなりません。今後は、固定業務以外の業務に従事する機会を積極的に与えることにより、広い視野を持ち、質の高いサービスを提供することのできる技能労務職員の育成に努めます。

具体的方法

夏休み期間中の給食のない時期などに、給食調理員を学校や児童館周辺における警備等に従事させるなど、町民の安全・安心に向けた取り組みに技能労務職員を積極的に活用していきます。

研修として位置付け、技能労務職の身分を持ったまま一般行政事務の補助業務に携わることで、現業職場復帰後も広い視野を持って、質の高い町民サービスの提供を行うことができる技能労務職員の育成を目指します。

(3) 現業職場の見直しと定員管理

現業職場の見直しを図る一方で過員となった職員の持っている意欲や能力の活用を図る必要があり、両面の観点から定員管理の適正化を図っていきます。

具体的方法

技能労務職員の身分を持ったまま一般行政事務の補佐員として業務に携わる「事務補佐員制度」の創設を目指します。

年齢や経験等の一定要件を満たし、かつ能力の実証が明らかとなった技能労務職員については、任用替試験を実施した上で、合格者を技能労務職から一般行政職へ異動させることで定員管理の適正化を図ります。